

例えばこんなトラブルで



困っていませんか？



お問い合わせ先 廿日市市消費生活センター
TEL(0829)31-1841

《相談内容》

自宅に知らない業者が「水漏れがあるか床下を点検させてください」と訪問してきた。点検してもらおうと「床下がカビだらけになっている」と説明され、床下換気扇の設置を勧められた。金額が高額なため契約するか迷っていたら、業者が設置工事を始めてしまった。3日で工事は終了し、その後、契約申込書に記入した。契約申込書の裏面にクーリング・オフについて記載があったので解約しようと思っている。(60歳代 女性)

《アドバイス》

点検商法の手口について情報提供した上で、クーリング・オフについて説明し、解約通知のはがきの書き方などを助言しました。また、センターから業者に電話をかけ、クーリング・オフする旨を伝えました。

点検商法は、点検を口実に訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、高額な契約をさせるものです。床下換気扇設置工事の他にも排水管清掃やシロアリ駆除、布団の点検、浄水器の水質検査など様々な手口があります。

点検は勧誘の口実です。安易に点検を依頼したり、業者を家にあげたりしないようにしましょう。また、勧誘トークをうのみにせず、その場ですぐに契約をしないようにしましょう。家族に相談したり、複数の業者に見積もりを依頼したりして検討しましょう。

仮に契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取消しができる場合があります。不審に思ったり、困ったりしたときはすぐに、廿日市市消費生活センターへご相談ください。

出典：広島県環境県民局消費生活課発行
「くらしのフレッシュ便」平成29年9月号

